

## 愛知県立大学看護実践センター認定看護師教育課程に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学看護実践センター規程第3条の規定に基づき、愛知県立大学看護実践センター（以下「センター」という。）認定看護師教育課程（以下「教育課程」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

### (目的)

第2条 特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いて、質の高い看護を実践する認定看護師を育成し、地域に貢献することを目的として、センターに設置する教育課程に関する規程を定める。

### (運営)

第3条 教育課程の運営は、センターが行う。

2 認定看護師教育課程長（以下「課程長」という。）はセンター長が兼務する。

3 センターに設置される認定看護師教育課程教員会（以下「教員会」という。）において教育課程に関する事項を審議する。

4 教員会に設置される入試委員会において受講者の選抜に関する事項を審議する。

### (看護分野)

第4条 教育課程の看護分野は、次のとおりとする。

看護分野
がん化学療法看護
がん性疼痛看護

### (定員)

第5条 教育課程の定員は、次のとおりとする。

看護分野	定員
がん化学療法看護	15人
がん性疼痛看護	15人

### (教育期間)

第6条 教育課程の教育期間は、次のとおりとする。

看護分野	教育期間
がん化学療法看護	4月1日から9月30日まで
がん性疼痛看護	10月1日から翌年3月31日まで

### (出願資格)

第7条 教育課程に出願しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師の免許を有する者。
- (2) 前項の免許取得後、通算 5 年以上の実務研修を有する者。
- (3) 受験しようとする看護分野において次の実務研修を有する者。

ア がん化学療法看護

- ① 通算 3 年以上、がん化学療法看護を受けている患者の多い病棟、外来、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。
- ② がん化学療法看護を受けている患者（がん化学療法薬の投与管理の実績があることを必須とする）を、5 例以上担当した実績を有すること。
- ③ 現在、がん化学療法を受けている患者の多い病棟、外来、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。

イ がん性疼痛看護

- ① 通算 3 年以上、がん患者の看護実績を有すること。病棟での看護実績を有することが望ましい。
- ② 病状の進行等に伴って生じる持続的な痛みを有するがん患者を 5 例以上担当した実績を有すること。
- ③ 現在、がん患者の多い病棟、外来、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。

(受講願)

第 8 条 教育課程の受講を希望する者は、指定の期日までに、受講願書及び所定の書類に受講選抜料納付証明書を添えて課程長へ提出する。

(受講者選抜試験)

第 9 条 教育課程の受講を希望する者に対して受講者選抜試験を行う。

- 2 受講者選抜試験の期日、場所、方法その他受講者選抜試験の実施に関し必要な事項は、その都度課程長が定め公表する。

(受講の許可)

第 10 条 課程長は受講者選抜試験に合格した者に対して受講を許可する。

(受講手続き)

第 11 条 受講の許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元引受書及び所定の書類を課程長に提出しなければならない。

- 2 受講の許可を受けた者は、次の表に定める期日までに本課程所定の受講手続料及び受講料を納入しなければならない。

教育期間	納入期限
4 月 1 日から 9 月 30 日まで	4 月 20 日まで
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	10 月 20 日まで

(受講許可の取消し)

第 12 条 課程長は、正当な理由がなくて、前条の手続きをしない者に対しては、受講の許可を取り消すことができる。

(再受講)

第13条 次に掲げる者は、再受講願を課程長に提出し、その他必要な本課程所定の手続きを終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第14条の規定により退学した者
- (2) 第18条第1号の規定により除籍された者
- (3) 第18条第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の受講料を納付した者。

(退学)

第14条 受講生は病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願を課程長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第15条 受講生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き一月以上修学することができないときは、休学願を課程長に提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 課程長は、病気その他の理由のため就学が不相当と認められる受講生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第16条 休学期間は、1年以内とする。

- 2 休学期間は、受講期間に算入しない。

(復学)

第17条 受講生は、休学期間満了のとき、または休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を課程長に提出し、その許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治ったことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第18条 課程長は、次の各号のいずれかに該当する受講生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 1年の休学期間を経過した者
- (2) 1年6ヶ月の受講期間を経過した者
- (3) 正当な理由が無くて授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

(授業科目及び履修方法)

第19条 授業科目及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 やむを得ない事由により、出席時間が5分の4未満の者に対して、追実習を行うことができる。

(授業科目修得の認定)

第20条 次の各号に従って授業科目修得の認定をする。

- 2 授業科目の評価を受けるには、当該授業科目において履修すべき時間数の5分の4以上出席しなければならない。
- 3 授業科目習得の認定は、試験等各科目の評価方法によって評価を行い、C以上の基準の者に対して授業科目の修得を認定する。
- 4 授業科目の評価は、A、B、C、Dで表示するものとし、その基準は次のとおりとする。
  - (1) Aは、90点以上とする。
  - (2) Bは、80点以上90点未満とする。
  - (3) Cは、70点以上80点未満とする。
  - (4) Dは、70点未満とする。
- 5 再試験に合格した場合の成績はCとする。

(追試験)

第21条 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した者は、教員会の承認を得て、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、指定された期日以内に追試験料を添えて追試験願いを提出する。

(再試験)

第22条 教科目試験が不合格の者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験料を添えて再試験願いを提出する。

(追実習)

第23条 病気その他やむを得ない理由により実習を欠席した者は、教員会の承認を得て、追実習を受けることができる。

- 2 追実習を受けようとする者は、指定された期日以内に追実習料を添えて追実習願いを提出する。

(修了試験)

第24条 修了試験は、その受講生の知識や能力が、今後認定看護師として活躍していくのにふさわしいかどうかを判断するため行う。

- 2 定められた全ての授業科目が認定された者に限り、修了試験を受けることができる。
- 3 修了試験は、試験、論文等によって行い、総合点で8割以上を合格とする。
- 4 その範囲は、共通科目、専門基礎科目、専門科目の全領域を含むものとする。
- 5 やむを得ない事由に限り、修了試験が受けられなかった者に対して、追修了試験を行うことができる。
- 6 修了試験に不合格であった者に対して、前回の修了試験から1年以内に、再修了試験を行うことができる。

(追修了試験)

第25条 追修了試験を受けようとする者は、修了試験終了後指定された期日までに、追修了試験料を添えて追修了試験願いを提出する。

(再修了試験)

第26条 再修了試験を受けようとする者は、修了試験終了後指定された期日までに、再修了試験料を添えて再修了試験願いを提出する。

(修了認定)

第27条 教育課程の修了認定を受けようとする者は、定められた全ての授業科目を修了し、さらに修了試験に合格し、教員会の議を経てその受講生の教育課程修了を認定する。

2 学長は、教育課程修了を決定された受講生に対し、修了証書を授与する。

(受講選抜料、受講手続料及び受講料等の額)

第28条 本教育課程の受講選抜料、受講手続料、受講料等は次のとおりとする。

(1) 受講選抜料	5万円
(2) 受講手続料	5万円
(3) 受講料	70万円
(4) 実習費、教材費	実費

(受講選抜料等の還付)

第29条 納付された受講選抜料、受講手続料及び受講料は還付しない。

ただし、課程長が特別の理由があると認めるときは、教員会に諮りその全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第30条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日施行の愛知県立看護大学看護実践センター認定看護師教育課程規程を引き継ぎ、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。